

花房小学校安屋分校

# 統合準備委員会だより

第6号

7月24日に開催された第5回統合準備委員会では、通学方法や学校統合に係る指定学校変更許可の特例措置についての協議を行いました。

## ☆ 通学路安全対策について ☆

5月に関係機関に要望書を提出し、6月に関係機関との通学路合同点検を実施しました。点検後の協議の結果、阿加寺地区から「坊ヶ渚」バス停までの歩道の拡張について、要望を追加しました。前回の提出分を含む要望内容の実現可否等については、現在、関係機関にて検討されています。その結果については、追ってご報告します。



## ☆ 通学方法について ☆

第3回、第4回に引き続き、通学方法について協議しました。

現在、安屋分校区の3年生以上の児童が利用している路線バスの運行状況や実際の通学状況等を踏まえ、学校統合後、1、2年生についても、路線バスを利用して通学することで合意しました。

次回以降、統合後の児童の安全な通学を実現するための支援策等について、協議をしていきます。

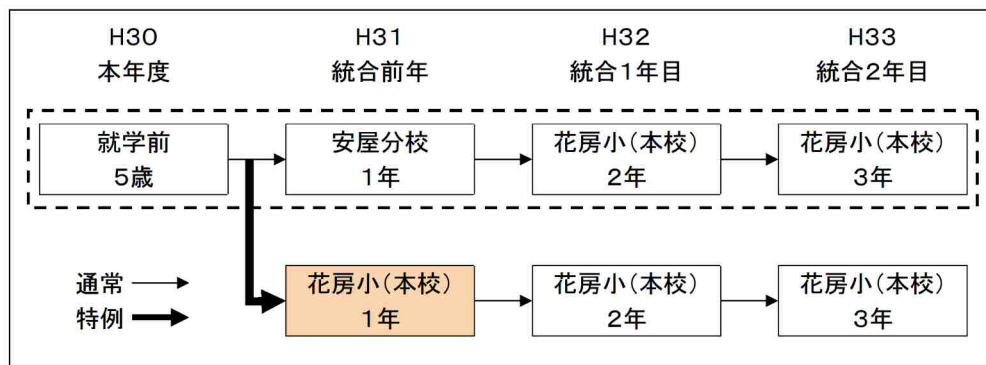
## ☆ 学校統合に係る指定学校変更許可の特例措置について ☆

学校統合に伴い、指定学校が変更となる子どもたちや保護者の皆様の心情的、経済的な負担を考慮して、希望者に対し、下記のとおり「学校統合に係る指定学校変更許可の特例措置」を設けることとしました。申請方法や申請期間など詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

### 《特例1》統合前年に花房小へ入学

平成31年度に安屋分校に入学予定の者については、安屋分校に通学する年数が1年間のみとなることを考慮し、花房小学校への入学（指定学校変更）を許可する。

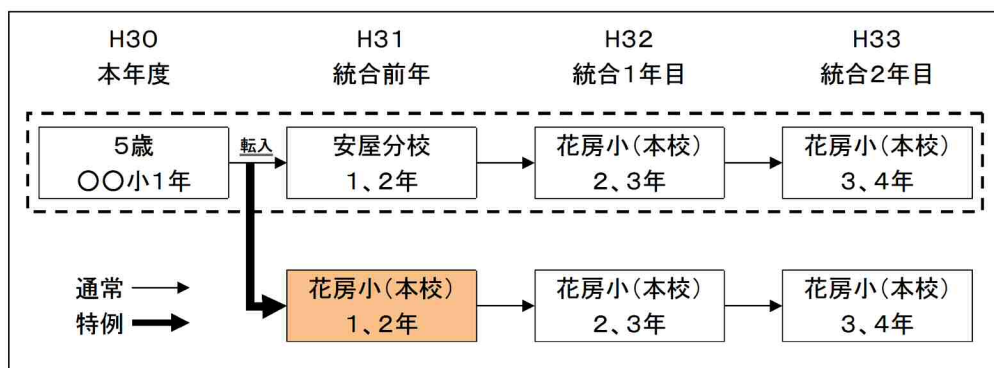
【平成31年度特例措置】



### 《特例2》統合前年の転入生の花房小への就学

平成31年度に小学校1、2学年の児童のうち、平成31年4月1日以降に安屋分校の通学区域に転居する者については、安屋分校に通学する期間が1年間（未満）のみとなることを考慮し、花房小学校への指定学校変更を許可する。

【平成31年度特例措置】



【次回の開催について（予定）】

次回の統合準備委員会は、11月頃開催する予定です。

《発行者》：花房小学校安屋分校統合準備委員会

（事務局）北九州市教育委員会事務局 総務部企画調整課（学校規模適正化担当）

〒803-8510

北九州市小倉北区大手町1-1 小倉北区役所庁舎東棟6階

TEL：093-582-2357 FAX：093-581-5871

企画調整課HP：<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/kyou-kikaku.html>

